

令和3年10月12日

静岡地方最低賃金審議会
会長 畑 隆 殿

静岡地方最低賃金審議会
静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業
最低賃金専門部会
部会長 畑 隆

静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月6日、静岡地方最低賃金審議会において付託された静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

岡 谷 典 子	社会保険労務士
丹 羽 聡 子	弁護士
畑 隆	学校法人常葉大学 常葉大学 経営学部 教授

労働者代表委員

坂 本 義 樹	日本労働組合総連合会静岡県連合会 国民運動局局長
長 濱 豊	全矢崎労働組合富士支部 支部執行委員長
丸 山 玄 太	JAM静岡 組織部長

使用者代表委員

梅 澤 芳 幸	株式会社木村铸造所 常務取締役
松 岡 慶 子	株式会社松岡カッター製作所 専務取締役
松 永 憲 之	一般社団法人静岡県経営者協会 事務局長

別 紙

静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金

1 適用する地域
静岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で鉄鋼業（製鉄業、鉄鋼シャースリット業、鉄スクラップ加工処理業、他に分類されない鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属鍛造品製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業又は非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務

ロ 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務

ハ 手工具を用いて行うバリ取り、組線、かしめ又は刻印打ちの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 954円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和3年12月20日